

令和５年度第Ⅰ回 熊本市安全安心まちづくり推進協議会 会議録（意見交換概要）

【開催日時】 令和５年５月３１日（水）午前１０時～

【開催場所】 中央公民館 ７階ホール

【出席者】 出席者名簿のとおり

【会次第】 １．文化市民局長挨拶

２．委員・事務局紹介

３．説明・協議

- ・ 前回までの振りかえり
- ・ 犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（安全安心まちづくり条例）改正素案
- ・ （仮称）熊本市犯罪被害者等支援条例素案
- ・ 今後のスケジュール

４．その他

【意見交換】

（Ⅰ）安全安心まちづくり条例改正素案について

委員

- ・ 先日、幼稚園生や保育園生がノンアルコールとはいえビールを飲んでいるのを目撃した。このことから、保護者への教育が重要と思った。
- ・ 他都市では、ごみ袋に氏名を記載しなければならないところがあることを知って事前対策として興味深いと思った。
- ・ ナンバーディスプレイの固定電話に関する支援等について教えて欲しい。
- ・ 自分の所属する団体においては、地域のことを把握しており、事件発生前に事件発生の可能性を予期することがある。地域の現場の把握も重要と考えた。

事務局

ご意見は参考にさせていただきたい。高齢者がナンバーディスプレイの固定電話を利用することについて、ある民間企業では、迷惑電話防止機能を搭載した電話機の無償貸出し制度が始まっている。他の企業では、契約者が登録した電話番号をブロックする等の対策があると聞いている。

委員

70歳以上の方がナンバーディスプレイ固定電話を無償で契約できる補助はあるが、当人が申請しなければならない。契約者の年齢は把握しているはずなので申請主義に疑問がある。

委員

安全安心まちづくり条例の旧第 11 条「安全安心まちづくりモデル地域」を削除することだが、城東校区では防犯モデル地区推進のため意欲を持って活動しており全国的に表彰されている団体があるのに、なぜ削除するのだろうか。

事務局

今回削除を検討している旧第 11 条のモデル地域と、街なかで活動している防犯モデル地区推進委員会は別のものである。安全安心まちづくり条例は防犯協会の設立当初に条例策定されており、当時はモデル地域があったが、現状として校区防犯協会の設置が推進されているため時代にそぐわないとして削除予定としている。

委員

- ・ 前回会議で説明いただいた、モデル地域とモデル地区が異なっているという認識で間違いないか。
- ・ ニコチンなどが含有されていないタバコであれば子どもが喫煙してもよいと聞いたが、教育の観点から変えていかなければと思う。

事務局

- ・ モデル地区についてはお察しのとおり。子どもや保護者への教育に関して充実できるよう条例や計画作成を検討したい。

委員

安全安心まちづくり条例の新旧対照表について、

- ・ 第 1 条の「もって安全で安心なまち熊本市の実現することを目的とする」の部分の文章のつながりに違和感がある。
- ・ 第 2 条第 6 号「再犯の防止等」の定義について、「犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐ」とあるが、「非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐ」とあるので、「犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐ」と「再び」を追記してはどうか。
- ・ 第 5 条第 2 号の「施錠等の安全対策」について、施錠等が具体的過ぎると思う。理念条例として進めるのであれば、「犯罪に遭わないために防犯意識を向上させる」などといった概念的な表現がよいのではないか。
- ・ 第 10 条第 1 項「施策が推進されるよう配慮するものとする。」について、配慮するとの文言が控えめな印象を受ける。一步踏み込んだ表現をしてもいいのではないかと考えた。

事務局

法令の表現と合わせて整理しているが、他に表現方法がないか再考したい。第10条の表現の仕方については、議会での意見等も踏まえて整理する際の参考にしたい。

委員

第2条第8号の「児童生徒等」の定義「学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。」とあるが、通園と幼児や児童が呼応し、通学と生徒や学生が呼応すると思う。

事務局

法制担当と協議し時系列で整理したところである。よりわかりやすい表現に変える余地があるか検討する。一般的に分かりにくければ逐条解説で補足説明するなど工夫したいと考えている。

委員

犯罪被害者への支援ではなく、犯罪被害が起こらないよう事前対策については何があるか。以前、女性の性被害について、怪しいから調べてほしいと警察にお願いしたことがあるが対応してもらえなかった。相談窓口の他にも事前対策があればと思う。

事務局

県警と連携しゆっぴー安心メールを熊本市公式 LINE で配信したり、モデル地区推進委員の皆さまと一緒に防犯パトロールを行ったりしている。再犯防止については、関係機関と就労支援などの取り組みを行っている。

委員

防犯と再犯防止について、防犯カメラを活用することで犯罪抑止の効果が高まり、災害時にも役立てられると思う。

事務局

ご意見いただき感謝申し上げます。

委員

非行少年が刑務所を出た際に、学習支援をしてくれる機関はあるのか。

委員

県警本部に肥後っ子サポートセンターがある。大学生等の少年サポーターボランティア

を委嘱しており学習支援などを行っている。要望があれば連絡してほしい。

(2) 熊本市犯罪被害者等支援条例素案について

委員

- ・安全安心まちづくり条例第10条「児童生徒等の安全対策」と犯罪被害者支援条例第13条「未成年者への配慮」の棲み分けはどうなっているか。前者は事件が起きる以前の包括的な支援であり、後者が事件発生後の具体的な支援と思われるが間違いないか。
- ・犯罪被害者支援条例第13条「その年齢及び発達の程度に応じて十分に配慮しなければならない。」とあるが、抽象的すぎると思う。より具体的に、行政が支援の根拠、よりどころにできるよう工夫した内容にすべき。

事務局

お見込みのとおり、安全安心まちづくり条例第10条においては犯罪被害に遭わないための環境整備に焦点を当てており、犯罪被害者支援条例第13条においては事件後の配慮ができるような対策に焦点を当てている。

委員

中学生の犯罪被害者の方で、事件から1年以上加害者と同じ空間で授業や行事をうけなければならなかったということがある。教育委員会に働きかけたが、動いてもらえなかった。そのため、市の内部が動きやすいような根拠規定になればと思う。

事務局

今後、議会やパブリックコメントもあるので、その内容も含めて検討していきたい。詳しい内容については、計画で記載できればと思っている。

会長

具体的な施策をイメージしやすいよう検討いただければと思う。

委員

第13条「未成年者である犯罪被害者等に対する支援をするときは」の文言について、支援をしない場合もあるのか、未成年者の犯罪被害者にしか配慮しないと読める。大変わかりづらい。

「市は、犯罪被害者等が未成年者である場合は（中略）十分に配慮し、支援を行わなければならない」に変更すると、理解しやすい文章になるのではないかと。

事務局

ご意見に感謝申し上げます。法制面での整理にあたり、第12条と第13条を配慮規定として、語尾を合わせている。文章に違和感があるとのことなので、表現について検討したい。

委員

今まで、犯罪被害者支援条例の対象は犯罪に遭った被害者であると思っていたが、犯罪を引き起こした加害者の家族も被害者と考えることもできる。条文を読み返すと、対象をどちらともとれる気がするかどうか。

事務局

本条例の対象者としては、犯罪被害者等基本法とあわせて犯罪被害者とそのご家族・ご遺族を想定している。

ただ、現行の熊本市再犯防止推進計画では、内容によっては加害者の家族も対象としており、今後、計画において必要に応じて検討したい。例として、現在、薬物依存症の家族の方の支援などを行っている。

委員

第2条2号「犯罪被害者等」の定義については、他都市では詳しく書いてあるものもあるが、県条例に合わせているのか。

第3号「市民」の定義については、観光客も考慮し「市民等」の方がよいのではないのか。

事務局

第2条2号「犯罪被害者等」については、県の条例にあわせている。

第3号「市民」の定義については観光客を含めないことについては自治基本条例にあわせている。

委員

条例の施策から性差への配慮が削除されていることについて、理由が性の多様性に関する法律がまだ法案の段階であることであるならば、その法案を参考にすればよいのではないか。また、他都市の条例にはなくとも、本市が新しい視点として盛り込むことを検討していただきたい。文言を工夫することで対応できるのであれば、対応してほしい。

事務局

性差に関する文言については、関係部局と整理していく中で、法案をめぐる動向から、

入れ込むことが難しいと考えている。他都市事例では、要綱などで規定しているのでその方向で進めたい。

委員

懇話会に出席した際、他都市との比較資料をもらった。協議会から出席している委員もいるので、その資料を更新して再度いただけたらわかりやすいと思う。

事務局

最新の情報に更新して提供する。

会長

条例の宣言性の程度については市で検討してほしい。

事務局

安全安心まちづくり条例と犯罪被害者支援条例について、様々な立場からご意見賜り感謝申し上げます。議論の中で、その通りだというご意見を多くいただいた。修正できる箇所については、ぜひ反映させたいと思っているが、一方で、難しい部分がある場合によってはあるかもしれない。その辺りは、本市の政策的判断による部分があるため、いただいた全てのご意見を反映させることができるとは言い切れないが、皆さまのお気持ちをできるだけ反映させた、よりよい条例作成に向けて引き続き検討してまいります。